

令和元年度 大分県ドローン産業研究開発事業補助金 応募要領

事業の目的

大分県ドローン協議会の会員が取り組むドローンに関連する新たな製品やソフト・サービスの開発への支援を通じて、協議会会員の取組を加速させるとともに、ドローン産業の育成を図る。

I 申込みの方法

令和元年5月10日（金）～6月20日（火）

2 提出書類

大分県ドローン産業研究開発事業認定申請書（第1号様式）

添付書類(1) 事業計画書（第2号様式） (2) 収支予算書（第3号様式）

3 応募の方法

(1) 郵送または直接持参してください。

(2) 事業認定申請書様式等は、ホームページからダウンロードできます。

<http://drone.oita-ri.jp/>

4 提出・問合せ先

大分県ドローン協議会事務局

〒870-1117 大分市高江西1-4361-10

電話：097-596-7100

メール：drone-info@oita-ri.jp

ホームページ：<http://drone.oita-ri.jp/>

5 注意事項

(1) 事業認定申請書の作成にかかる費用は応募者の負担になります。

(2) 応募いただいた資料の返却はしません。

(3) 採択された事業については、概要を大分県ドローン協議会及び県のホームページ等で公開することがあります。

(4) 応募にあたっては、事前に事務局にご相談ください。

II 事業の概要

1 補助対象者

次の条件を満たすこと。

① 申請者が、大分県ドローン協議会の会員であること。

② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 支援内容

大分県ドローン協議会会員が実施する、ドローン関連の新製品や新ソフト・サービスの研究開発に係る経費の一部を補助します。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は次のとおりです。

(補助金の交付決定後に支出するもので、年度内に補助事業に関して支出する経費に限ります。)

別表 (第3条関係)

事業種別	補助対象経費		補助率
	経費区分	内 容	
製品開発	(1)旅費	事業者旅費	2 / 3 以内
	(2)事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
	(3)原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
	(4)機械装置・工具器具費	機械装置(又は自社により機械装置を製作する場合の部品)又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(外注を含む)、ドローンの購入も可能(補助金総額の3分の1以内とする。)	
	(5)外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際(構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く)に要する経費	
	(6)技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	
	(7)直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費=時間給×作業時間 (補助金総額の2分の1以内とする。)	
	(8)委託費	共同研究者への委託に要する経費 (補助金総額の2分の1以内とする。)	
	(9)その他の経費	上記に掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費並びに産業財産権の導入に要する経費で、会長が特に認める経費	
ソフト・サービス開発	(1)旅費	事業者旅費	1 / 2 以内
	(2)事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
	(3)原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
	(4)機械装置・工具器具費	機械装置(又は自社により機械装置を製作する場合の部品)又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(外注を含む)、ドローンの購入も可能	
	(5)外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際(構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く)に要する経費	
	(6)技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	
	(7)直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費=時間給×作業時間	

	(8) 委託費	共同研究者への委託に要する経費	
	(9) その他の経費	上記に掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費並びに産業財産権の導入に要する経費で、会長が特に認める経費	

○補助金の上限額は製品開発500万円、ソフト・サービス開発250万円

○事業の内容がソフト・サービス開発の場合は、製品開発又はソフト・サービス開発どちらでも申請可能（ただし、両事業種別への重複申請は不可）

4 補助となる事業期間、補助率、採択件数及び事業内容

	製品開発	ソフト・サービス開発
(1) 補助期間	採択後 ～ 令和2年2月15日まで	
(2) 補助金額	500万円以内	250万円以内
(3) 補助率	2/3以内	1/2以内
(4) 補助予定件数	3件	4件
(5) 補助対象事業内容	ドローンの機体やその付属装置等の開発	ドローン活用に資するソフトウェアやドローンを活用したサービス等の開発

5 審査基準

製品開発及びソフト・サービス開発の審査基準は、以下の8項目を考慮して選定する。

- (1) 課題設定の妥当性
- (2) 課題解決手法・手順の妥当性、新規性・独創性
- (3) 事業目標の明確性
- (4) 事業の将来性
- (5) 地域経済への貢献可能性
- (6) 事業実施の確実性
- (7) 県内事業所の有無
- (8) ワーク・ライフ・バランスの充実性

III 審査方法

有識者等からなる審査委員会の審査を経て、補助対象者を採択します。

なお、審査委員会においては、事業内容等についてヒアリングを行う予定です。

審査委員会の日時は別に申請者に通知します。

※審査委員会への出席するための旅費や説明に要する経費については、応募者の負担となります。

IV 採択された場合の留意点

- 1 必要に応じて、進捗状況の報告をしていただくとともに、現地訪問のうえ進捗状況を確認させていただくことがあります。
- 2 補助金交付申請を受けて、協議会が行う補助金の交付決定以降に支出した経費のみが、補助金の交付対象となります。
- 3 補助事業に要した経費については、証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- 4 補助金は原則精算払とします。
- 5 補助事業により設置した構築物や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。
- 6 補助事業の成果については、実績報告により協議会に報告してもらうほか、必要に応じてデー

タ等の提出に協力していただきます。提出された成果については、協議会が実施する事業において、これを活用することを承諾していただきます。

- 7 補助事業終了以降に、普及啓発のためにご協力をお願いすることがあります。(協議会ホームページでの紹介、セミナー等での事例発表など)
- 8 その他「大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱」「大分県補助金等交付規則」等の規程に従っていただきます。

V 事務手続きの流れ

